



## 福井地方裁判所

〒910-8524 福井市春山 1-1-1

【最寄りの公共交通機関からのアクセス】

JR北陸本線 福井駅から徒歩約15分

福井鉄道福武線 裁判所前駅から徒歩約1分

福井県内の裁判員裁判対象事件数

・・・13件



### 会場の声

裁判員には守秘義務があるとのことですが、どのようなことを守らなければならないのですか？

法廷で見聞きしたことは基本的に話しても大丈夫ですが、評議の秘密と評議以外の職務上知った秘密を守らなければなりません。評議の秘密には、どのような過程を経て結論に達したのかということ、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ、その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、評決の際の多数決の人数などが含まれます。評議以外の職務上知った秘密には、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前や住所などが該当します。守秘義務を守っていただくことで、裁判員のみなさんが率直で自由な意見を交換することができるようになるほか、裁判員や事件関係者のプライバシーを保護し、裁判員の方々への接触や働き掛けを防ぐことができます。なお、裁判中は自分が裁判員になったことを公表することは許されませんが、日常生活の中で、家族や親しい人に話すことまでは禁止されませんので、ご安心ください。

( 福井地方裁判所刑事部 裁判官 吉岡大地 )

## 金沢地方裁判所

〒920-8655 金沢市丸の内 7-2

【最寄りの公共交通機関からのアクセス】

北陸鉄道バス「兼六園下」バス停から徒歩約2分

石川県内の裁判員裁判対象事件数

・・・8件



### 会場の声

裁判の内容を理解して議論することは難しいと感じました。

「裁判は難しい」と思わせているのは、聞き慣れない言葉が飛び交う、情報が多すぎて消化不良になる、自分の言いたいことがうまく言えないといったことも原因になっていると思われます。これに対して裁判所は、法律を知らない人にも分かるような表現を日々検討しているところです。また、情報の量も、例えば事前の打合せによって証拠の量を必要最小限にするなど、初めて裁判に参加する人にも十分に消化できるような分量にしようとして努力しています。さらに、裁判員のみなさんが自分の思いや考えを自由に言える環境作りに励んでいるところです。裁判所は、裁判員のみなさんの負担をできる限り軽くするための努力を続けています。感じたこと、思ったことを遠慮なく述べていただくことで、きっと実のある討論となるでしょう。

( 金沢地方裁判所刑事部 部総括裁判官 堀内 満 )